

ウェーバーの大統領制論とワイマル共和国崩壊の憲政史的問題（二）

雀部 幸隆

目次

- 一 問題の所在
- 二 モムゼンのウェーバーにたいする究極的批判とその問題点
- 三 ワイマル共和国末期の大統領政府体制の不可避性（以上前号）
- 四 中間考察（以下五の二まで本号）
- 五 ワイマル共和国末期の大統領政府体制の意義（五の三以下次号）
- 六 結語

四 中間考察

筆者は、前節冒頭（本誌前号一七ページ以下）で、ワイマル末期の大統領政府体制をどう理解するかに関して、つぎの五つの命題を含む基本的テーゼを提出しておいた。（一）ワイマル末期の大統領内閣ないし大統領政府体制はミュラー大連合内閣崩壊後はもはや不可避であった。（二）それは当時の危機的状況のもとで国家の「統治可能性」を保障し、国家的統一を維持するための唯一の手段であった。（三）それはワイマル共和国の「再立憲主義化」の方向をならむ「委任的独裁」であった。（四）そしてその「委任的独裁」はヒトラーの「全体主義的」＝「主権的」独裁を防ぐための唯一のオールタナティブであり、またそのための「最後のチャンス」であった。（五）したがって、ワイマル共和国の崩壊とヒトラーによる権力の掌握は、大統領政府体制の成立によってではなく、その挫折によってもたらされたものである。

このうち（一）の命題は前節で説明済みであるから、以後、（二）以下の命題の敷衍が課題となる。だが、（二）の説明に移るまえに、ワイマル共和国崩壊の歴史的経験から、その確認の重要性が浮かび上がってくると思われる政治学のいくつかの原理論的諸問題に立ち入らなければならない。

① *res publica* の「コンセプトの重要性」 その一つは、「ドイツ国は共和国である」というワイマル憲法第一条第二項の規定をどう受け取るかという問題である。

「共和国」*Republik*なる語は、いうまでもなくラテン語の *res publica* に由来する。*res publica* とは *die Sache der gemeine Wohl* であり、*gemeine Wohl*（公共の善）に奉仕し、ひたすらにそれを追求する政治体＝国家であって、古来の観念に従えば、君主制の国家であろうと、貴族制の国家であろうと、民主制——アリストテレスの場合には「国

制」⁽¹⁾「多数制」——の国家であろうと、それが真に「公共の善」を追求する国家であるかぎり、いずれもみな *res publica* である。⁽²⁾ その意味では、トマス・ホッブスやアダム・スミスが自分たちの国を、その統治形態のいかにかわらず、*Commonwealth* と呼んだのは、*res publica* の本義にかなった言い方であった。⁽³⁾

のちになって *Republic* なる語は、これを貴族制と民主制と——つまり君主制にあらざるもの——に限って用いるという慣行が成立するが、にもかかわらず、*Republic* には *res publica* の本義、つまり「公共の善」を追求する国家という本来の意味が保持されている。その点は、たとえばプラトンの *Politeia* に *The Republic* なる訳語を当てる英訳の慣行からも窺える。

それゆえ、第一次大戦におけるドイツの敗北⁽⁴⁾ 第二帝制の崩壊のなからワイマル共和国が誕生したとき、ドイツ国民とかれらを代表する諸政党とが、「ドイツ国は共和国である」というワイマル憲法第一条第二項の規定をどう受け取るか、それをたんに崩壊した君主制(フランス貴族制の僅かな残滓)の否定を表すにすぎないものと受け取るか、それとも面目を一新した統治形態のもとで全国的全国的な「公共の善」を追求する新しい国家理念への信仰告白を表すものと受け取るかは、エルンスト・ルドルフ・フーバーの言うように、その後のワイマル共和国の命運を左右する「核心的問題」であった。⁽⁴⁾

ワイマル・ドイツの不幸は、ドイツの諸政党とドイツの諸州、さらにはドイツ国民が、多くの場合、あたかも籠^{かご}がはずれた桶樽のようになって、それぞれパティキュラーな利益を一方的に追求し、自分たちの「共和国」が語の本来の意味での *res publica* であることを没却した、少なくともそれを正面から受け止め、危機に臨んでその本義を実現するために真剣な努力を払わなかった、という点にある。⁽⁵⁾

その点は、前にも見たように、たとえばドイツ社会民主党が一九三〇年三月のミュラー大連合内閣倒壊の決定的

な一因を作っておきながら、わが党は「架空の国益をプロレタリア階級の利益より優先させること」を拒否すると称して、その愚行を正当化した（本誌前号一二ページ）ことから窺えよう。

もちろんドイツ社会民主党だけが *res publica* の本義を没却する誤ちを犯したわけではない。かれらと「階級的利害関係」において対立的立場にあったドイツ人民党（DVP）もまた、とりわけグスターフ・シュトレーゼマン死後には、その「ブルジョアの階級利益」の貫徹に固執して、ミュラー大連合内閣を揺さぶり、——ただし、人民党は大連合内閣崩壊を防ぐべく行われた中央党ブリューニクおよび民主党オスカー・マイヤーの妥協工作に最終的には応じたが——、一九三〇年三月の同内閣崩壊のやはり重要な一因を作ったのである。⁽⁶⁾

ドイツの諸政党とドイツ国民とは、やがて「強盗どもの支配下に陥り」（*“seinem Regiment von Raubern in die Hände gefallen”*）（ゲルハルト・リッター⁽⁷⁾）、みずからも多大な犠牲を払い、また他国民他民族他人種にも言語に絶する犠牲を払わせることによって、政治の世界において *res publica* の本義を守ることがいかに大切かを、痛切に学ぶことになる。もちろん——まったく違った状況のもとにおいてではあるが——そのことを学ばなければならない、また学ぶであろう国民は、当時のドイツ国民だけに限るまい。ルターが『現世の主権』において述べたように、『童子を君侯に戴く国は禍いなるかな』ということがあるだろうし、またウェーバーが一九一六年二月七日付フリートリヒ・ナウマン宛の手紙に記しているように、『神はその滅ぼさんと欲する者を先ず狂わす』——ワイマル・ドイツはまさにそのことを経験した——ということがあるだろうからである。⁽⁸⁾

② *res publica* 論の本義にかなうものとしてのウェーバーの「国民的観点」 右のことと関連して、「国家形態」は自分にとっては「他のあらゆる機械と同様に技術」の問題だとするウェーバーの発言（一九一七年七月一六日付ハンス・エーレンベルク宛の手紙⁽⁹⁾）が、正当に理解される必要がある。

この発言は、W・J・モムゼンをはじめ多くの論者が言うように、国家形態といった政治の根幹にかかわる重要な問題において、ウェーバーが、なにか理念を欠いた、文字どおり単に技術主義的でプラグマティックな態度に終始したことの証として、受け取られてはならない。

その発言は、ウェーバーに即していえば、「民主制や議会制にもまして重要なのは、なんといっても国民の生活利害である」という、『新秩序ドイツの議会と政府』(単行本刊行一九一八年五月)「序文」に見られる一文との関連において読まれる必要がある。

つまり、ウェーバーにあつては、国家形態、いや一般に政治(内政外交)の問題を考えるにあたって、「国民の生活利害」(die Lebensinteressen der Nation)という明確で立派な「理念」が存在する(なお、「わたしはいつも政治というものをもつばら国民的観点から考えてきた。それは対外政策に関していえるだけでなく、政治全般についてもいえる」という一九一六年一〇月のウェーバーの講演「ヨーロッパ列強の間のドイツ」の有名な言葉をも参照のこと)⁽⁴²⁾。ところで、国民とはいうまでもなく現在の国民であるだけでなく過去から未来へと生き続ける国民の謂いであり、そうした国民の連続性を保障するものが国家であるから(国民ぬきに国家はありえず、国家ぬきに国民はありえない。だが遺憾ながら今日のわが国の一般的風潮のもとでは、しばしば後者の視点が欠落する。そもそもNationは国民であると同時に国家である)、「国民の生活利害」というのは、古くからの日本語で言えば、国民的利益と国家的利益とを一体としてつかまえる表現たる「国益」である。つまり、ウェーバーが「政治」を考察し実践するにさいして嚮導理念としたものは、筆者がすでに前著『ウェーバーと政治の世界』において指摘したように、「国益第一」ということであつた。⁽⁴³⁾

と云えば、ただちに、いや「国益」だとか「国民の生活利害」などといったものはない、そんなものは「架空」、仮構の事柄であり、すくなくとも抽象的で観念的にすぎるものである、人はそうした言表を大義名分としてそれぞ

れ勝手な利益、勝手な価値を持ち込むことができる、といった「階級的」立場や——さすがに昨今では、例の一九三〇年のドイツ社会民主党スポークスマンのように、そんな立場をあからさまに表明する向きは少ないだろうが——、「反体制制」的立場、さらには *citoyen=Staatsbürger* の視点を欠いた国籍不明の「市民派」の見地からする反論がなされるかも知れない。

だが、そうした反論はおよそヨーロッパ政治思想史の伝統を顧慮しないレトリカルな *raisonnement* でしかない。そもそもそうした反論を行う論者たちは、アリストテレス以来——アリストテレスの政治学がすでに一循環完了した永い古代ギリシア政治史の総括としての意義を持つているのだが——何千年にもわたってヨーロッパの古典的な政治思想家やすぐれた政治家たちが *res publica* とか *Commonwealth*、*Gemeine Wohl* をその政治論や政治的实践の嚮導理念としてきた事実の重みを何と考えるかと言われなくてはならないだろう。日本語の「国益」とはまさに *res publica*、*Commonwealth*、*Gemeine Wohl* 以外の何ものでもないからである。それに「反体制派」や「市民派」といっても、かれらがみずから「体制」を引き受け、一国の政治を執り仕切る重責を担う立場に立った時には、必ずや *res publica* をめざし、*Commonwealth* の実を挙げ、*Gemeine Wohl*、つまり「国益」「公共」善といっても、国家ぬきの「公共性」などというものは、すくなくとも国政レヴェルでは通用しないはずである（を追求しなくてはならない *missen*）はずである。（自分は国益（の内容）を違ったふうを考える）という主張は可能である。だが、人は（国益など存在しない）とは言えないのである。

そのうえ、当該の国と国民にとつて何が「国益」にかなない、「国民の生活利害」に合致するかといった問題は、それほど恣意的に答えられる問題でもなければ、また一般的抽象的に論議できる事柄でもない。その問題に関して、ウェーバーがやはり『新秩序ドイツの議会と政府』「序文」で「国家意思形成の技術」との関連で述べている

ように、その回答に「そう幾とおりもの選択肢」があるわけではなく、「ある限られた数の選択肢しかない」ものである。「実際のものの考え方をする——ここが大事である（引用者）——政治家にとつては、その限られた数の選択肢のうち、どれが自国のために合目的かというザハリヒな問いがあるだけであつて、これはその時々々の国民の政治的課題のいかんに応じて——もちろんその国の歴史的伝統と地政学的条件とを顧慮しつつ（引用者）——答えられなければならない問題である。」

もちろん、そこでなされるべき選択に關して、人々のあいだに意見の相違があるのは避けられない。その相違は相互の対質をつうじて埋められるほかないが、しかしいずれにしても、然るべき時機に、然るべき形で、然るべき程度において、それらの見解の相違は架橋されなくてはならず、そのなかで大方の合意が得られる選択肢が選ばれなくてはならない（*müssen*）。しかも、そうした合意に達することは、*res publica*を構成し、*res publica*を形成しようとする者（政党政派、国民諸階層）の責務である。人々がその責務を放棄し、あるいはそれを軽んずるなら、いずれ、かれらは然るべき形でその代価を支払わなくてはならない。これがワイマル共和国から第三帝国への暗転をつうじて人類の経験した事柄であつた。

こうして見てくると、「国家形態」の問題など、自分にとつては他の機械と同様に、「技術の問題」であるとするウェーバーの発言が、文字どおり技術主義的かつプラグマチックに受け取られてならないことは明かだろ。その発言は、「民主制や議會制にもまして重いものは国民の生活利害である」、自分は「政治」をもつぱら「国民的見地から」考へてきた、というかれの一連の発言と密接に關連させて読まなければならない。そして、そうしたかれの一連の発言を貫くものは、そもそも国家を *res publica* として捉えるヨーロッパ政治思想史の古典的視点だつたのである。

③ 混合政体論の系譜　だが、国家形態や統治形態の問題を一個の「技術的問題」として捉えるという観点自体が、実はそもそも *res publica* の本義にかなったことであった。なぜなら、*res publica* の本来のコンセプトにしたがえば、古典的な統治形態の三形態——君主制、貴族制、民主制（アリストテレスにあっては「国制」＝多数制）——は、それぞれその形で真の *Genuine Wort* をめざすものである限り、いずれも *res publica* であって、当該の国が *res publica* としてそのうちの形態を選択するかは、その国の置かれた歴史的伝統と地政学的条件、「その時々々の国民の政治的課題」（ウェーバー）に応じてなされるべきことだからである。それゆえ、*res publica* として本来いかなる統治形態が妥当であるかは、一義的に、いわば「自然法的」に、答えることのできない問題であり、その意味において、その問題は、右の所与の諸条件、「国民的課題」に照らして、解の与えられるべき「技術問題」といえなくはないのである。

そうした *res publica* 論の文脈に即して考えるなら、「国家形態」の問題など自分にとって「技術問題」にすぎないといったウェーバーのある意味では突き放した言い方は、さらに踏み込んでいえば、つぎのように言おうとするものにはかならないだろう。

res publica の本義に照らして国家を考えようとする場合——そして繰り返し強調するように、それがまさにウェーバーの基本視点なのだが——、その国家形態として何か「自然法的」に与えられた解は一般に存在しないのであるから、自分たちは、「新秩序ドイツ」の政治システムを構想するにあたって、民主制であれ何であれ、何らかの抽象的観念的な教条、「自然法的」コンセプトを金科玉条とする観点にとらわれることなく、ドイツの与えられた歴史的地政学的条件と「国民の当面する政治的課題」とを具体的に考量しながら、それを検討すべきである。要は、与えられた諸条件のもとでいかにして「国民の生活利害」、ドイツ国の死活の利害 (*die Lebensinteressen der Nation*)

を充足させるかであり、したがってまた現下の諸条件のもとで、いかにしてドイツ国家を *res publica* として立て直し形成して行くかなのである、と。

たしかに、たとえばアリストテレスは望ましい国制としてかれのいわゆる「国制」、つまり重装歩兵市民を根幹とする多数制を支持した。¹⁵⁾ カルヴァンもまた「市民政治」を軸としてジュネーヴの都市国家の政体を構想した。¹⁶⁾ アリストテレスが多数制を望ましいとしたのは、基本的には、ポリスの意思形成にあたって、一人の者(王)がそれを決め、少数の者(貴族)がそれを決めるよりも、多数の者が参画してそれを決定するほうが、平均的には、より妥当な結論が得られるだろうと、考えられたからである。¹⁷⁾ カルヴァンもまた理論的にはこのアリストテレスの見解を踏襲している。そしてこのアリストテレス、カルヴァンの立論は、同時に顧慮されるべき他の重要な諸条件が存在しないかぎり、悟性的推論として相対的に妥当な——それゆえ後世においても念頭に置かれて然るべき——推論である。

また、このアリストテレスやカルヴァンの統治形態論は、オリエントやアジアの超広域国家ではなく、古代ギリシアのポリスやジュネーヴの都市国家においては、その政治体の諸条件に、より適合的である。そして近代ヨーロッパ社会においては、古典古代の市民(ポリスへの担税義務を持つこととはもとより、すぐれてポリスの防衛義務を負う「戦士的」市民)、ヨーロッパ中世都市の市民(都市共同体の防衛担税義務を負うが、すぐれて「勤労的」性格を有する、その意味では平和的な商工市民)の伝統を大きく換骨奪胎しながらも——古典古代から中世への転換にさいしては、たとえば地中海沿岸文化から内陸文化への転換・キリスト教倫理の浸透を、中世から近世への転換にさいしては、たとえばいわゆる *urban exodus* とツンフト¹⁸⁾ Ⅱギルド規制の解体を想起せよ——受け継いだ *ewerliche Mittelstand*¹⁹⁾、産業的中産市民が基軸的な社会層を構成するから、そのうえに成り立つ政治体Ⅱ国民国家は、その政治システムの基本的

方向性において、アリストテレスのいう多数制、カルヴァンの「市民政治」、さしあたってそれらを単純化して言えば、穩健な民主制、とより適合的な関係に立つ（ただし、その場合、基軸的社会層としての勤労市民、産業的市民は、たんなる Bürger ではなく、Staatsbürger の視点に立たなくてはならぬ。これが *res publica* としての国家の要請するところである）。しかも「民主制」は、国民皆兵制の進行する第一次大戦前後の時期にあつては、ウエーバーの見るところによつても、現代政治の必須の条件、いわばその運命的条件である。¹⁰⁸

だとすれば、ウエーバーに即してであろうとなかろうと、第一次大戦を前後する時点において、ドイツの政治的新秩序を構想しようとする場合、それこそ「選択肢」はそう幾つもありえないのであつて、基本的にはその新秩序は「民主制」を基盤とするものでなくてはならない、とひとまず言うことができる。そして、その「民主制」は、いま立ち入った論証を一切省いていえば、代表制的民主制、議会民主制である。

だが、だからといって議会民主制、とりわけその典型たる「議院内閣制」を金科玉条として、ドイツの政治的新秩序を構想してよいというものではない。また、それは *res publica* として国家を考えようとしてきた古典的政治思想家たちの經驗的思考にも合致しないことである。

すでに前著『ウエーバーと政治の世界』において指摘しておいたように、アリストテレス以来、*res publica* としての国家の統治形態が如何にあるべきかに関して深い洞察をめぐらした古典的政治思想家たちは、ほぼ例外なく、混合政体をもって相対的に安定的で妥当な統治を可能にする政体と考えたのであつた。

いま「民主制」が当面の問題であるから、さしあたりアリストテレスとカルヴァンの例を引くと、アリストテレスは、重装歩兵民主制を基幹としながらも、それ以前の貴族制（ないし現実には寡頭制）の要素をそれに加味した政治システムをもって、ポリスの政体として最もふさわしいものと考えた。これがかれのいう「国制」すなわち多数

制である。カルヴァンは「市民政治と境を接したような貴族政治」ないし「貴族政治」と「市民政治」とを適度に調和したものが「他のすべての体制よりもはるかにすぐれたもの」と考えたとした。かれらがいわゆる「民主制」オンリーではなく、それに貴族的要素を加味し、それによつて「民主制」を統御し領導しようと考えたのは、いうまでもなく「民主制」がその基本原理たる「同一性原理」からして不可避的に急進化し、やがて箍がはずれて「オクロクラティア」(衆愚政治)に転化する危険を内包していることを、かれらが深く洞察していたからである(アリストテレスにあつては、そうした急進民主制はオクロクラティアが「民主制」と呼ばれる)。そしてその洞察は、今日においてもないがしろにされてはならないだけの大きな射程距離をもつ。

ところで、この混合政体論の系譜は、近代ドイツに即していえば、C・ダールマンらの初期自由主義者たちのうちに見いだされる。ダールマンは、君主制と貴族制、そして穩健な民主制との「混合政体」をもつて、相対的に望ましい国制と考えた。なぜなら——とダールマンはいうのだが——「大国の統治形態は、永續性を保つためには、同質的なものでなく、異質の諸要素から、しかもできるだけ人為的に作り出されたものでなく、現に存在している諸要素から、構成されねばならない」からである。

ウェーバーもまた——かれが直接どこまで意識していたかはともかく——客観的にはこの混合政体論の系譜に立つ。かれの「指導者民主制」論は、言うに足る貴族制の伝統を欠いた——とウェーバーは考えている——、しかもすでに本格的な大衆民主主義段階に入っていた当時のドイツにおいて、その混合政体論の発想を独自の形で活かそうとして提起されたものであった。これはすでに前著『ウェーバーと政治の世界』において述べたとおりである。

④ 「純粹な議會主義」(モムゼン)の非現実性 ウェーバーは、これまた前者でくわしく述べたように、議會民主制——かれの場合には指導者議會民主制とも呼んだほうがいいのだが——をドイツの条件のもとでいかにして

定着させ発展させるかの問題に心を砕いたのであるが（その点は帝制期においても帝制崩壊後においても変わらない）、しかし議會絶対主義ないし議會至上主義的観点はこれをしりぞけた。もちろん、そうしたかれの態度は、帝制末期においても、ワイマル共和国発足の時期においても、ドイツの歴史的伝統と地政学的諸条件、当面する内外の政治状況と「国民の政治的課題」とを、具体的かつ現実的に熟慮するなかから生まれたものだが、それはまた、*res publica*として国家を構想し、そのために適的な統治形態として、なんらかの一元的な統治形態ではなく、いずれかの統治形態を基本に据えながらも、他のそれを組み合わせ調和させた混合政体をもってベターだとする政治思想の古典的伝統に、おのずから合致するものであった。

ところで、この議會絶対主義ないし議會至上主義的観点というのは、筆者がやはり前著の最終章最終節において、ウェーバーが「伝統的自由主義の政治的な基本思想の核心」である「純粹な議會主義」と——帝制期には——距離を置き、——帝制崩壊後にかれが大統領制を軸とした憲法提案を行った時点では——「純粹な議會主義から離反」したとする、W・J・モムゼンのウェーバー批判を分析しつつ定式化したように、「自由な人民の自己組織」としての「議會」（人民代表）がその「執行委員会」としての「政府」を作り、「政府」にたいして「政治の基本方針」を「指示する」というものである⁴⁴。

このモムゼンが「伝統的自由主義の政治的な基本思想の核心」と考える政治システムは、すでにカール・シュミットが一九二五年の『憲法論』で「人民、人民代表、政府の三段階の委員会制度」として定式化したものである。いわく。「その場合には、大抵二重の上位、下位関係が構成される。すなわち人民（有権者）は人民代表（議會）の上に立ち、人民代表は政府の上に立つ。・・・人民代表（議會）は人民（有権者）の委員会であり、議會制的政府は議会の委員会である。」⁴⁵

この「三段階委員会」モデルは、——筆者の経験に照らしていえば——、わが国の第二次大戦敗戦直後の「新制中学」の社会科学の教科書でもお目にかかったような、単純で分かりやすい政治モデルだが、現実の政治システムはこうしたモデルによっては絶対に理解できない仕組みになっており、それになによりも、そうしたモデルにしたがって万一国家組織が組み立てられた場合、そのシステムは、端的に国家の統治可能性を破壊する。シュミットもこのモデルの定式化を行ったあとすぐ続けて述べている。「たしかに国家組織を、人民、人民代表、政府の三段階委員会制度になぞらえて捉えようとするこの考え方は、同一性という民主制の原理に照らして考えた場合、首尾一貫したものはある。しかしその考え方は、およそ代表制の思想を否定するものであるし、そのことによってまた政治的統一そのものをも——だから *res publica* としての国家を（引用者）——否定してしまうのである」と。⁶⁷⁾

そもそも「伝統的自由主義」の古典的な国、「議院内閣制」の本場であるイギリスの統治構造自体が、そうしたモデルにしたがって組み立てられているわけではない。なるほど、イギリスの議院内閣制においては、下院多数党の党首が総理大臣として内閣を組織するが、首相は議会の「執行委員会」（モムゼン）として議会の下位に立ち、議会の「政治の基本方針」を「指示」される（モムゼン）わけでは決してない。逆に、実際には首相が議会の上位に立ち、「政治の基本方針」を策定し、それにたいする国民的合意を——議会における審議・承認の回路をつうじて——調達して、それを実現（執行）すべく、議会を「指導」するのである。これは、「政治」というものがすぐれて「指導的行為」であり（ウェーバー）、しかも国家の統一的な政治指導が政府——そもそも政府は国家の統一的な政治指導を行うために存在する——、なかんづく、その長たる首相によってなされるほかないことからすれば、当然のことだろう。それゆえまたイギリスの議院内閣制は、この首相の強力な指導的地位・権能に着目して、「首相制」とか「首相統治制」と呼ばれるのである。⁶⁸⁾

シュミットは、前出の『憲法論』のなかで、このイギリスの「議会制的政府」(die parlamentarische Regierung) に関してつぎのように述べている。「なるほど一九世紀全般では主権をもつ議会が最も重要であると思なされるが、しかし「イギリスの場合」、政治の主導権 (die politische Leitung) は内閣にあり、政治的決定 (die politische Entscheidung) は選挙人にある、と言うことができる……」⁶⁴「一九世紀において議会制的政府はしばしばシェーマティックに政府の議会にたいする服従と見なされたが、しかしイギリスの首相制 (das englische Premierministersystem) によってこれを見るかぎり、内閣総理大臣が議会の多数派を指導し、そして議会がそれに従わない場合には、かれは議会を解散してもかまわないのである。……内閣(……)は政治を指導し、法律発案の権利を行使する。議会は所詮選挙人と政府との間をとりもつ仲介機関であるにすぎず、政治的指導権を持つこともなければ、衝突が起こった場合に政治的決定権を有することもない。」⁶⁵

それではなぜ、イギリスの首相はそうした強力な権能・地位を持ちうるのか、それを正統化する根拠は一体何かが問われるだろうが、その正統化の根拠は、やがて⑥国家元首による首相「任命」の憲法論的意義の項で述べるように、かれの地位が——今日ではほとんど形式的な手続と化しているとはいえ——歴史的伝統的正統性に立脚する君主によって「任命」されるというところにある。だとすれば、イギリスの統治構造もまた、君主制と貴族制と(議會)民主制との——最後の要素を基軸とする——混合政体であり、またその混合政体の意義を依然として実際に保持しているというべきだろう。

いまその点はともかく、いざれにしても、一見、例の「三段階委員会」モデルがそのままではまるかに見えるイギリスの議院内閣制そのものが、実はそのモデルによっては絶対に説明のつかない構造をもっており、したがってまたそのモデルが、モムゼンの主張とは反対に、実際には「伝統的自由主義の政治的な基本思想の核心」を表す

というには余りにも抽象的観念的にすぎることが明かとなった。

だが、その点は、つとにゲオルク・イェリネクが『一般国家学』において、議會制的君主制の類型の問題と関連させて、実質的に指摘していたところである。いわく。「ヨーロッパ大陸の議會制的君主制」は「イギリスの模範」にならおうとしたにもかかわらず、後者とは「まったく違った地盤」に立脚するものである。「イギリス人は強力な政府の意義を十分に心得ている」ので、イギリスでは「国家指導の重心はあくまでもこれを内閣に置いている」のだが、「大陸」では「この自然の関係を逆転」させて「しばしば議會のほうの内閣をもつて議會に從属し議會のその時々指令にしたがう従者(Diener)と見なしている」、その違いのよってきたるゆえんは、「議會制的君主制」が、イギリスでは「長い歴史の経験の所産」であるのにたいして、「大陸」では「抽象的理論の所産」でしかないという点にある、と。⁸³

前節後半部分で見たように、ワイマル末期に、ルドヴィヒ・カースをはじめとするドイツ中央党の指導部は、単純にライヒ議會の議席配分を計算しただけでも議會制的政府を作ることがもはや不可能となった段階においてもなおかつ、黒々褐色連合(中央党ナチス連立)を基軸とする議會制的政府の樹立に固執しつづけたが、そうしたこれらのこだわりは、そこに現実政治的な思惑とともに理念的なものも介在していたと考えられるかぎり、かれらがイェリネクのいわゆる「抽象的理論」、非現実主義的観念的「議會主義」の理論に依然としてとらわれていたせいであると言えるだろう。だが、そうした抽象的観念的な議會主義への固執は、ワイマル共和国の命取りの重要な一因となるのである。そして、そのことを警告した者の一人が、マックス・ウェーバーの弟、アルフレート・ウェーバーであった。

⑤ アルフレート・ウェーバーの「議會絶対主義」批判 アルフレート・ウェーバーは、一九三一年、つまり、前

年九月のライヒ議会議選挙によって地すべりの大勝利をほしたナチスと、それとは比較すべくもないが以前と較べてやはり目ざましい勝利を獲得したドイツ共産党とが、ライヒ議会議議席の三二パーセント近くを占めるにいたった結果、ライヒ議会の機能不全が顕著となり、折からの第二次ブリューニング大統領内閣が憲法第四八条第二項にもとづく大統領の緊急命令公布の形で次から次へと差し迫る内外の難局に対処すべき重要法案を通さざるをえなくなつたワイマル末期の本格的危機の進行時点で、ハイデルベルク大学で民主派の学生たちを前に「民主主義の終焉か？」(Das Ende der Demokratie?)と題する講演を行った。かれ自身は、直接的には、大統領政府体制よりもむしろイギリスの強力な内閣統治制 (British "Cabinet Government") をモデルとして統治システムの強化をはかり、ワイマル共和国の危機からの脱出をめざそうとしていたのだが、しかし、いずれにしてもかれは、ライヒ議会の著しい機能不全とそれによつてもたらされた共和国の危機とに際会して、かれが「議会議絶対主義」と名付ける発想を強く批判した。その講演の後半部分に入つて、かれは述べている。――

いま、自分 (アルフレート・ウェーバー) は、議会議が (長期にわたる停会措置を受けて) 長期間政局から閉め出される結果をみずから招いた現在の事情に立ち入るつもりはない。いづれにせよ、こうした「過渡的状况」(ein Zwischenzustand) は長続きするものではない。現在の危機の原因はもっと深いところにある。つまり現在の危機は、これまで人々が「民主主義の形態と誤解して」発展させてきた「議会議絶対主義」(Parlamentsabsolutismus) によつて惹き起こされたものである。議会議はこれまで自己の権限には属さない執行府の権限に介入してきた。つまり「議会議は統治権を篡奪してきた」(Es hatte die Regierung usurpiert) のである。こうして議会議は政府にとつて代わつたが、しかし議会議は「もともとと執行権の行使には不向きな集団」であり、そのため「国家の意思形成」(die Willensbildung des Staates) をいかにしく阻害したのである。この「議会議主義的絶対主義」(dieser parlamentarische Absolutismus)

は、ライヒ議會から最末端の市議會にいたるまで、「いたるところで破綻した」。ドイツの政治を健全なものとするためには、代表機関の役割を「執行機関にたいする」監督と「政治指導者の」選抜、「議案の」発議と共同の審議」に限る以外に道はないだろう（「内は引用者」。ライヒ議會は、今後その役割を「立法機能に自己限定」して「執行権は全面的にこれを政府にゆだねる」決意をする場合にのみ、自己自身を維持することができ、かくしてまた「政府とともに国を統治する」(die Mitregierung der Nation) その役割を十全にはたすことができる。そして、この議會の「立法機能への自己限定」の意味するところは、「かなり広範囲にわたる政府への全権委任」(Ereilung von Regierungsvollmachten ziemlich weitgehender Art) を議會が認めることである、云々。⁶⁵

エルンスト・ルドルフ・フーバーは、このアルフレート・ウェーバーの提言を、實質的にはワイマル末期に共和国の危機を乗り越えるために各方面から提起されたワイマル憲法体制の民主主義的な再立憲主義化の試みの一環として捉えているが、その当否はともかく、アルフレート・ウェーバー自身は、右の講演への「後書き」のなかで、自分「権威的民主制」(die "autoritären Demokratie") を支持すると明言した。⁶⁷これが、フリードリヒ・マイネッケらとともに、「理性的な」、だが確固とした、ワイマル共和国擁護派の代表的人物の一人の危機に臨んだ見解であった。

⑥ 国家元首による首相「任命」の憲法論的意義 最後にもう一つ、例の「三段階委員会」モデルによっては絶対に理解されえない、しかも *res publica* としての国家の存立にとつては、その *potestas (Macht)* ならぬ *autoritas (Autorial)* の側面において、実は極めて重要な意義を有する憲政上の問題について、若干言及しておかなくてはならない。

それは、イギリス君主制下の議院内閣制とワイマル大統領制下の議會民主制的政府システムとは、その統治構造

において大きな相違があるにもかかわらず、いずれも首相（および國務大臣）が「国家元首」によって「任命」されるという点で共通性を持っているが、この両統治形態に共通に見られる「国家元首」による首相の「任命」は、理論的にはいかに捉えられるべきか、という問題である。

ただこの問題は、筆者の見るところ、すぐれた政治学者であり憲法問題の専門家でもあったゲオルク・イェリネクによつても、マックス・ウェーバーによつても、さらにはカール・シュミットやエルンスト・ルドルフ・フーバーによつても、理論的に十分解明されているとは言いがたい。そこで、やむなく、かれらの所説からなほどかの示唆を受けながら、その問題にたいする筆者の試みの回答を、以下に提示することとしよう。

(a)さて、まずイギリスの議會制的君主制とワイマル・ドイツの大統領制とは、たしかに国家元首の「正統性」基盤が相違する。前者の場合には、元首は「歴史的伝統的」正統性に立脚し、後者の場合には、元首は国民投票にもとづく「民主的」正統性に立脚する。しかし、いずれの場合にも、元首たる者は、国家的国民的一体性をその一身に体现し、*potius*の部分ではなく全体を代表する人格として、正統化されていることに変わりはない。そしてこの正統化の両形態のあいだに——ウェーバー的観点からは——価値的優劣はない。

(b)国家元首による首相の「任命」が、通例的には、まったく（イギリスの場合）、あるいはほとんど（ワイマルの）一稀なケースだったとはいへ——議會の多数派連立与党の形成の組み合わせが一義的に明確であった場合）、形式的意味しかもたなかったとしても、この国家的国民的統一（政治体全体）を代表する人格として正統化された者（国家元首）による任命は、政府にたいして、議會から独立した地位を与える。この「任命」の儀式は、いわば中世におけるローマ教皇による神聖ローマ帝国皇帝の世俗的統治権裁可や、それ以降も現代にいたるローマ教会における法王による司教以下の枢要の聖職叙任の儀式（接手の礼）に対応するものと言えるかも知れない。その儀式によつて、皇帝や

聖職者たちは、他の誰にも冒されない、権力行使の正統性を賦与されるのである。

その「任命」——たといそれがどれほど「儀式化」した行為であったとしても——は、単独与党によるものであれ、連立与党によるものであれ、いずれにしても議会多数派に立脚する政党 (party) をして、国策の立案 (planen)、国策への——議会＝国民代表を媒介とする——国民的合意の調達 (führen)、国策の執行 (vollziehen) という、impartial な課題、つまり general な課題を担うものへと転化する、より正確には、そうした general な課題を遂行すべきものとして使命づけ、かつ資格づける。

もちろん当該の内閣がその「使命」を全うせず、いや、そんなものをシニカルに嘲弄しさえし、その「資格づけ」にふさわしくない party な統治を行うことがあるかも知れないが (往々にしてそうである)、しかし、それにたいしては結局、国民と歴史とが判断し、判定を下す。

ところで、バジヨットの『イギリス憲政論』によれば、イギリスでは「陛下の野党」という観念があるから、当然また「陛下の与党」という観念があるわけで——それどころか、イギリスでは秘密諜報機関もまた「女王陛下の 007」である——、「陛下の与党」というのは、政府たるものは、party でありながら、そして直接には特定の party の観念に立つものでありながらも、統治にあたって最大限 impartial なものを目ざす使命を有する、ということの意味するものにほかならない。いずれにしても一見「議会絶対主義」の手本のように思えるイギリスの議院内閣制も、実はそれとは正反対な憲法的仕組みを内包しているのであって、その仕組みを根底において支えるものがバジヨットの言うイギリス憲法の「尊厳的部分」なのである。そこがなかなか理解しにくいところであり、だからイェリネクも、先に見たように、『一般国家学』において、イギリスの議院内閣制ほどヨーロッパ諸国で模倣しにくいものはない、強力な政府重視というイギリス国民が身体で体得している観点は、その議院内閣制の外的形式からは

なかなか窺い知ることのできないものなのだ、という趣旨のことを述べていたのである。

(c)さて、それはともかく、いずれにしても国家元首による任命は、主として特定の party (ないし parties) からなる政府にたいして、可能な限り impartial で general な統治を行うよう使命づけ資格づけるのであるが、実はそのことによって、その「任命」は議会にたいする政府の——独立だけでなくさらに——優位性(政府優位)を保障する。なぜなら、任命権者たる国家元首の国家≡国民代表としての正統性基盤は、寄り合い所帯としてしか国民を代表しない議会の正統性基盤よりも、歴史的伝統的なものとしてはるかに深く広範なものであるか(君主制)、もしくは、端的に単一的統一的で、それゆえ、より強力なものであるか(国民投票に立脚する大統領制)、のいずれかだからである。

(d)そしてまた、その行政府優位によって、その「任命」は、国家の統治可能性 (Regierbarkeit) を保障し、「政治」統治は少数の法則に従う(ウェーバー)という、古来の政治の鉄則に合致するのである。

注

- (1) 岩波書店版『アリストテレス全集』第一五巻一〇五ページ以下。 Cf. E. Barker, *The Political Thought of Plato and Aristotle*, Dover Books, p.311. 拙著『ウェーバーと政治の世界』二二ページ以下、二二七ページ以下をも参照。
- (2) Vgl. E. R. Huber, *DVfG6*, S.28 f.
- (3) Thomas Hobbes, *Leviathan*, Penguin Classics, p.223 ff. Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, Vol.2, Glasgow Edition of the Works and Correspondences of Adam Smith, Oxford 1976, p.689 ff.
- (4) Huber, *DVfG6*, S.29.

- (5) Huber, DVFG6, S.41. Vgl. auch Gerhard Ritter, *Das deutsche Problem: Grundfragen deutschen Staatslebens gestern und heute*, München 1966, S.200 ff.
- (6) Huber, DVFG7, S.728.
- (7) G. Ritter, a.a.O., S.199.
- (8) 岩波文庫版マルティン・ルター『現世の主権について 他二篇』七〇ページ。
- (9) Max Weber, *GPS, I. Aufl.*, S.460. みずう書房版ウェーバー『政治論集』六三二ページ。なお拙著『ウェーバーと政治の世界』恒星社厚生閣、一九九九年、一三三ページ以下をも参照。
- (10) M. Weber, *GPS, I. Aufl.*, S.470. 邦訳ウェーバー『政治論集』六四二ページ。なお、前掲拙著四四ページ、注1参照。
- (11) MWGIT/15, S.435. 邦訳『政治論集』三三七ページ。
- (12) A.a.O., S.161. 前掲邦訳一七七ページ。
- (13) 前掲拙著一八五ページ以下。
- (14) MWGIT/15, S.434 f. 邦訳『政治論集』三三六ページ。
- (15) 岩波書店版『アリストテレス全集』第一五卷一六五ページ、一七九ページ。E. Barker, *ibid.*, p.311. なお拙著『ウェーバーと政治の世界』前掲二二〇ページ以下をも参照。
- (16) Joannis Calvini, *Institutio Christianae Religionis, curavit A. Tholuck, vol. II*, Edinburgh, p.521 f. 新教出版社版カルヴァン『キリスト教綱要』IV/2、二三九ページ以下。前掲拙著六ページ、二三二ページをも参照。
- (17) 前掲『アリストテレス全集』第一五卷一四八ページ以下。
- (18) 前掲拙著一九三ページ以下。
- (19) 同書五ページ以下、二三二ページ。

- (20) J. Calvini, a.O., 邦訳『キリスト教綱要』前掲。なお前掲拙著三三二ページをも参照。
- (21) 前掲拙著二一六ページ以下。
- (22) F. Chr. Dahmann, *herg. von W. Bleek, Die Politik*, 1. Aufl., Göttingen 1835, Bibliothek des deutschen Staatsdenkens, Bd.7, 1997, Insel Verlag, S.69. 前掲拙著三三二ページ以下。
- (23) 前掲拙著三三二ページ以下。
- (24) 同書第六章。
- (25) 前掲拙著三〇五ページ。その点に関するモムゼン自身の所説については、vgl. W. J. Mommsen, a.O., S.198, 363, 420, 423. 邦訳前掲三三二八ページ、同二六一八、七〇三、七〇七ページ。
- (26) C. Schmitt, *Verfassungslehre*, Darmstadt 1970, S.266. みずす書房版の「シュミット『憲法論』三〇八ページ。前掲拙著三〇五ページ以下。
- (27) C. Schmitt, a.O., S.267. 前掲邦訳三〇九ページ。
- (28) ウェーバー『職業としての政治』MWG I/17, S.210 f. 邦訳『政治論集』五八六ページ。Vgl. auch C. Schmitt, a.O., S.267, 323 f. シュミット、前掲邦訳、三三〇ページ、三七四ページ以下。
- (29) C. Schmitt, a.O., S.324. シュミット、前掲邦訳、三七四ページ。前田英昭「イギリス」、読売新聞調査研究本部編『西欧の議会』読売新聞社、一九八八年、一四ページ。
- (30) C. Schmitt, a.O., S.323. 前掲邦訳三七四ページ。
- (31) A.a.O., S.324. 前掲邦訳三七四ページ以下。
- (32) G. Jellinek, *Allgemeine Staatslehre*, 3. Aufl., Darmstadt 1960, S.708 f. 邦訳学陽書房版イエリネク『一般国家学』一九七四年、五六六ページ。なお前掲拙著三〇六ページを参照。

- (32) Alfred-Weber-Gesamtausgabe, Bd.7, Alfred Weber, Politische Theorie und Tagespolitik (1903-1933), Marburg 1999, Herausgebers Einleitung, S.12 f. 4544' 1)の巻の Herausgeber 4 Eberhard Demm 4 4849。
- (33) Huber, DVfG7, S.741, Anm. 35.
- (34) A. Weber, aa.O., S.397 f.
- (35) Huber, DVfG7, S.742.
- (36) A. Weber, aa.O., S.402.
- (37) Huber, DVfG6, S.44.
- (38) 中央公論社版『世界の名著』第六〇巻七九ページ。
- (39) 同上六七ページ以下。
- (40) Vgl. C. Schmitt, Reichspräsident und Weimarer Verfassung, in Dito, Staat, Grossraum, Nomos, Berlin 1995, S.25 f.

五 ワイマル共和国末期の大統領政府体制の意義

さて、これだけのことを述べておいて、本題に戻ろう。本題とは、(前号)第三節冒頭に提出したワイマル末期の大統領政府体制に関する五つの基本的テーゼの説明である。そのうちの(一)大統領政府体制の「不可避性」については(前号)第三節ですでに触れた。そこで、つぎに、

(二) 国家の統治可能性を保障する唯一の手段としての大統領政府体制

が問題となるが、しかし、そもそもワイマル末期に大統領政府体制が「不可避」だったとすれば、ワイマル共和国の「統治可能性」を保障するものがその体制を措いて他にないことは、アルフレート・ウェーバーのいわゆる「議会絶対主義」的観点にとらわれでもしないかぎり、理の当然であった。

エルンスト・ルドルフ・フォーバーによれば、大統領政府体制は、「その外見からすれば」、ワイマル憲法に定められた「ライヒ大統領の介入の権限」、なかんづく「ライヒ議会の解散権」、「人身の自由と所有権にたいする停止権」、さらには「国内に発生した非常事態から国を防衛するための国防軍の投入の権限」など、ライヒ大統領が「緊急時に行使用することを認められた介入の権限」の「強化された適用」であった⁽¹⁾。

こうした意味での「大統領の独裁」は——その間、ライヒ議会は行政府にたいする「監督権」を放棄せざるをえなくなる——、すでに共和国初代大統領のエーベルトによって先鞭をつけられ、しかも一九二五年のかれの死にいたるまで頻繁に繰り返されたが、しかしこの時期には、そうした「非常体制」はまだたんに「過渡的」なものとしてしか意識されておらず、人々は、そうした過渡的状况は、降伏・革命・インフレーション・法外な賠償負担・ドイツだけが一方的に負わなければならない武装解除義務といった、第一次大戦の結果もたらされたさまざまに困難な諸問題が漸次解決されて行くとともに、いずれ解消され、やがてドイツはワイマル憲法がノーマルな統治システムとして予定する議会的民主制へと復帰して行けるものと、期待していた⁽²⁾。事実、危機的状况が小康状態を保った二〇年代中葉、つまりヒンデンブルク大統領時代の最初の五年間（一九二五年四月から一九三〇年三月）には、ライヒ大統領が憲法第四八条に依拠して独裁的権限を行使した事例は一度もないし、また大統領がライヒ議会との対決という「闘争的性格」をもった解散権を行使したことも一度もない⁽³⁾。

だが、新生ドイツ共和国がやがて議会民主制の軌道に乗るだろうとの人々の期待は見事に裏切られた。

議院民主制が有効に機能するためには、なによりもまず議院が、政府の形成にあたって——ライヒ首相および（その提案にもとづく）ライヒ各大臣の任免権をライヒ大統領に保留するワイマル憲法体制のもとでも、通例的には、ライヒ大統領のその権限行使にさいして、ライヒ議院諸政党は大統領の相談にあずかったし、それになによりも、ライヒ内閣はライヒ議院の信任を必要とした——、国家予算の確定・法案の審議にさいしても、多数派形成能力をもたなくてはならない。議院多数派の形成は、ドイツの歴史的に与えられた諸条件、つまり「文化的、経済的、社会的諸条件の多様性」および「なお存続する領邦国家的伝統」に規定されたワイマル・ドイツの広範な多党制のもとでは、⁽⁴⁾アングロサクソン・モデルの二政党制の場合とは異なり、はなはだ困難であった。だが、ライヒ議院がその困難を乗り越え、議院に与えられた「代表をつうじての統合」(“Integration durch Repräsentation.”)⁽⁵⁾の役割を十分に果たし、そのうえに立つて確固とした政策決定能力と政策遂行能力をもった強力な政府——それなくして国民は安心して経済活動に従事できないし、社会の治安も保持されず、市民的自由も実効的に保障されえない。これはワイマル・ドイツの経験である——⁽⁶⁾の形成を助け、それを支えることが、とりわけ相次ぐ内外の危機にさらされたワイマル・ドイツのライヒ議院とそれを構成する議院諸政党との責務であった。

議院諸政党がこの責務を果たすためには、いうまでもなく諸政党は連立能力をもたなくてはならず、その能力をもつためには、諸政党は、その価値観と利害関係において相互にどれほど対立していようと、最後には「国民の生活利害」(ウェーバー)を優先させ、「国家の統治可能性」を保障する(これまたウェーバーの政治への基本視点である)ため、事理に即した建設的な妥協に応ずる用意がなくてはならない。そうした用意のあることが、暗黙の諒解事項、根本的なコンセンサスの問題として、諸政党のあいだに前提されていなくてはならない。つまり、ドイツの諸政党は、ワイマル・ドイツの抱え込んださまざまな難問に対処するために、その立場のいかにかわからず、みずから

が共に *res publica* の形成にあずかり、それを維持する使命を有するという、自覚をもたなくてはならなかったのである。それゆえ、E・R・フーバーのいうように、ドイツの諸政党（とドイツ国民と）が「ドイツ国は Republik である」というワイマル憲法第一条第二項の規定をその本義に照らして真剣に受け取るかいなかは、まさにワイマル共和国の「核心的問題」だったのである（前節①参照）。

だがドイツの諸政党の多くは、結局そうした *res publica* を共に担うという自覚と、それにもとづく連立への右のような根本的なコンセンサスを共有することができなかったばかりか、とりわけ一九二九／三〇年の経済危機の到来に直面して——この、従来にもまして「国民的一体性」の要求される決定的な試練の時に——、逆に、相互の「理念と利害」との「多数並存」(Pluralismus) ——これは価値多元性を特質とする現代社会においてノーマルな状態なのだが——を、相互の「敵対的關係」(Antagonismus) へと転化させてしまったのである。⁽⁶⁾

一九二八年六月に成立した第二次ミュラー大連合内閣は、それ自体としては久々に広範な議会多数派に依拠した政権であったにもかかわらず、そして、今度こそは狭隘な党派的拘束を脱したいわば挙国一致内閣を作らねばならぬとする外相グスタフ・シュトレーゼマン（ドイツ人民党党首）の強い希望と、それに向けたかれの懸命な努力にもかかわらず、⁽⁹⁾当初から、防衛政策をめぐっても、経済政策や社会政策、さらには文化政策をめぐっても、内部で激しくがみ合い——シュトレーゼマンは一九二九年一〇月に死去する——、一度として共通の政府綱領を提出することができなかった。それにもかかわらずこの政府がほとんど二年間存続したのは、もっぱら「対外的状況の圧力」のせいであり——ミュラー内閣は外相シュトレーゼマンの努力のおかげで賠償問題およびラインラント問題で一応の解決に漕ぎ着けることができた——、その外圧がライヒ議会におけるヤング案の批准によってひとまず取り去られると、内政問題をめぐる連立与党間の対立が一挙に吹き出し、そのあおりを喰って、ミュラー内閣は半身

不隨の状態となり、最後に社会民主党左翼の党内反乱に遭って倒壊したのである。⁴¹⁾

こうして第二帝制期らしいの伝統的な諸政党がその Puritanism を Antagonismus に転化して行った事情に加え、一九三〇年九月以降は、おおよそ res publica としてのワイマル共和国を原理的に否定する右左の両極政党が目ざましい議会進出をとげ、一九三二年の二度にわたるライヒ議会選挙の結果、この両極政党だけで議席の過半数を占めることとなる。こうしてライヒ議会は、すでに陥っていた著しい機能不全の状態から完全な機能麻痺の状況へと突き進んで行くこととなった。それはまた当然、みずからの信任と予算案および法案の承認とを議会に仰がねばならない政府の政策決定能力と政策遂行能力との剥奪を意味することとなる。ライヒ議会が「代表をつうじての統合」機能を果たしえなくなつたばかりか、国民の意思決定に関してネガティヴな破壊的行為がかなしえなくなつた結果、ライヒ議会は、憲法上の最高機関としてのその地位からして、ライヒ憲法体制の機能麻痺、ライヒ憲法体制の非常事態 (Notstand) を招来したのである。

こうしたライヒ憲法体制の機能麻痺、そしてやがてはその非常事態の出現に直面して、ワイマル末期のライヒ歴代内閣は、一九三〇年九月以降 (ブリュネンク内閣時代、第五回ライヒ議会選挙でナチス第二党に躍進)、とりわけ一九三二年六月以降のパーペン、シュライヒャー内閣の時代には (一方では社会民主党が「寛容政策」を放棄するし、他方ではやがて行われた二回のライヒ議会選挙でナチスが第一党となるとともに共産党と合わせてライヒ議会の過半数を制することとなる)、その成立をもつばライヒ大統領によるライヒ首相およびライヒ各大臣の任免権行使に仰ぐことはもとよりのこと、⁴²⁾ その存続をライヒ議会の信任にではなくライヒ大統領の信任に仰ぐようになった。これが大統領政府体制と呼ばれるものだが、そのシステムの骨子は、ライヒ大統領がライヒ議会を超越してライヒ政府任命のイニシアティブを執るとともに、ライヒ議会の連続的な機能障害さらには完全な機能麻痺の状況に対応して、恒常的にそ

の非常大権的権能、なかんづくライヒ議會解散権（ワイマル憲法第二五條）、緊急権（*Notstandsrecht*）（同第四八條）を行使して、ライヒ内閣を支えるというものである。ライヒ内閣は、ライヒ議會がたんにネガティヴな思惑の一致から不信任決議を通そうとする場合には、大統領に議會の解散を要請することによって、それを未然に防ぎ、またぜひとも通す必要のある緊急性を帯びた法案——大恐慌の影響がますます深刻となるにつれ、政府提案の法案はすべてそうだった——の議決にたいして、議會がやはりたんなるネガティヴな思惑の一致からそれを妨害する場合には、大統領の緊急権行使の権限に訴える（大統領による緊急命令の公布）ことによって、その妨害を排除しようとした。かくしてライヒ大統領の非常大権的権能の行使は、エーベルト時代の、頻繁に繰り返されたとはいえ、事の本性上一時的な性格のものから、やむなく恒常的な性格のものに変わり、その大統領の信任に支えられた政府は「一時的な危機管理政府」（*intermittische Krisenregierung*）から「恒常的な対決型政府」（*Kampfregierung im Permanenz*）へと推転したのである。⁶³

この点についてエルンスト・ルドルフ・フーバーはつぎのように記している。「エーベルト時代にあつては、大統領独裁も・・・たんなる幕間劇にとどまり、本来の『システム』になるにはいたらなかった。それはむしろ、議會の「通常の——引用者」監督機能が暫時中断されて、その間にはさまった一時的な応急措置としての性格をもつにすぎなかった。危機の再来が恒常化し、その克服のための緊急措置の採用が常態化する可能性が出現するにおよんで、緊急法的暫定措置は、はじめて一個の持続的なシステムへと、その意味では一個の『体制』（*Regime*）へと、発展したのである。⁶⁴」

この *Regime* は、ライヒ大統領が、国民による直接の選出という「民主的正統性」に立脚して、「代表をつうじての統合」という憲法によってみずからに課せられた任務を遂行できなくなったばかりか、全体としてはもはや国

の政治にたいしてネガティブで破壊的な役割しか果たしえなくなったライヒ議会に成り代わり、その主要機能を代行しようとしたものにほかならない。ワイマル国家の統治可能性は、その末期に常態化した危機的状況のもとでは、そしてワイマル憲法体制の打倒を目ざす極右極左の両政党がライヒ議会の多数を支配するといった議会政治の異常事態が遠からず解消されうる見込みが立たなかつた限りにおいては——事実そうだったので——、そうした仕方
でしか保障されえなかつたのである。

注

- (1) Huber, DVFG7, S.736.
- (2) A.a.O., S.732, 736.
- (3) この五年間に、ヒンデンブルクは、一九二八年三月三十一日、たった一度だけライヒ議会の解散を命じたが、それは、解散がなくても、議院の任期満了にともなうライヒ議会の選挙がその年の内に予定されており、その選挙を半年早めるだけの措置であつた。A.a.O., S.737.
- (4) Huber, DVFG7, S.733. ウェーバーもまた第二帝制期のドイツの五党体制はその後も基本的に保持されるだろうと考えていた。MWG I/15, S.528. 邦訳ウェーバー『政治論集』前掲四〇二ページ。なお拙著『ウェーバーと政治の世界』前掲一〇七ページ以下をも参照。
- (5) Huber, DVFG3, S.19, DVFG6, S.36, S.309 f.
- (6) Huber, DVFG7, S.739.
- (7) Huber, DVFG7, S.734.

- (8) A.a.O., S.740.
- (9) Hagen Schulze, Weimar, a.a.O., S.304 f.
- (10) エーベルトにせよシュトレーゼマンにせよ、それから、かれらとくらべると多少器量は劣るがヘルマン・ミュラーにせよ、*res publica*の何たるかを現実政治のなかで体得して行つた数少ない *Staatsmann* が比較的早死にしたのは、ワイマル・ドイツにとって大きな損失であつた。なおエーベルトは一九二五年二月に、ミュラーは一九三一年三月に亡くなる。
- (11) Huber, DVFG7, S.734. H. Schulze, Weimar, a.a.O., S.310 ff.
- (12) その行使は、本稿第二節で触れたワイマル憲法下の政府形成手続きの時に場合に応じたさまざまなケースのうちでも、より実質的で強力な性格を帯びる。本誌前号七ページ以下を参照。
- (13) Huber, DVFG7, S.738.
- (14) A.a.O., S.737.
- (15) A.a.O., S.747.